愛知県	ＨＡＬ名古屋	デジタル専門課程　ＣＧ映像アニメーション学科	ＨＡＬ名古屋	デジタル専門課程　ＣＧ映像学科（４年制・昼間部）
大阪府	大手前栄養学院専門学校	衛生専門課程　管理栄養学科	大手前栄養製菓学院専門学校	衛生専門課程　管理栄養学科
	清風情報工科学院	工業専門課程　コンピュータ総合学科（４年制）	清風情報工科学院	工業専門課程　デザイン・コンピュータ学科（４年制）
岡山県	朝日リハビリテーション専門学校	医療専門課程　理学療法学科（昼間部）	朝日医療大学校	医療専門課程　理学療法学科（昼間部）
		医療専門課程　理学療法学科（夜間部）		医療専門課程　理学療法学科（夜間部）
広島県	朝日医療専門学校福山校	医療専門課程　作業療法学科（昼間部）	福山医療専門学校	医療専門課程　作業療法学科
		医療専門課程　理学療法学科（昼間部）		医療専門課程　理学療法学科（昼間部）
	広島会計学院電子専門学校	商業実務専門課程　高度会計科	広島会計学院専門学校	商業実務専門課程　高度会計科
香川県	穴吹医療大学校	医療専門課程　保健看護学科	穴吹医療大学校	医療専門課程　看護学科
熊本県	ヒロ・デザイン専門学校	服飾専門課程　プロフェッショナル・デザイン科	ヒロ・デザイン専門学校	服飾専門課程　プロフェッショナルデザイン科

○文部科学省告示第二十七号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、次のとおり廃止されたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十八日　　文部科学大臣　松野　博一

平成二十六年三月三十一日をもって廃止されたもの

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
東京都	専門学校東京医療学院	医療専門課程　作業療法学科（昼間部）

平成二十七年三月三十一日をもって廃止されたもの

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
岡山県	専門学校倉敷リハビリテーション学院	医療専門課程　作業療法学科

平成二十八年三月三十一日をもって廃止されたもの

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
東京都	首都医校	医療専門課程　視能療法学科（昼間課程）
神奈川県	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校	商業実務専門課程　税理士会計士学科４年制
新潟県	国際外語・観光・エアライン専門学校	文化・教養専門課程　国際観光科
静岡県	国際ことば学院外国語専門学校	文化教養専門課程　東アジア言語学科日本語教師養成コース
愛知県	名古屋医専	医療専門課程　看護保健学科Ⅱ
広島県	広島医療保健専門学校	医療専門課程　作業療法学科

○文部科学省告示第二十八号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、平成二十八年四月一日から同条に掲げる要件に適合しなくなったと認めたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十八日　　文部科学大臣　松野　博一

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
東京都	専門学校東京医療学院	医療専門課程　理学療法学科（昼間部）
石川県	専門学校金沢リハビリテーションアカデミー	医療専門課程　作業療法学科
		医療専門課程　理学療法学科

○文部科学省告示第二十九号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条の規定に基づき、次の専修学校の専門課程を、当該課程を修了した者が専門士と称することができる課程として認めたので、同規程第四条第一項の規定に基づき告示し、この告示の日以後に当該課程を修了した者について適用する。

平成二十九年二月二十八日　　文部科学大臣　松野　博一

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
北海道	札幌医学技術福祉歯科専門学校	医療専門課程　作業療法士科
		医療専門課程　理学療法士科（３年制）
	専門学校北海道リハビリテーション大学校	医療専門課程　言語聴覚学科
	北海道ドレスメーカー学院	家政専門課程　ファッション総合学科
	吉田学園医療歯科専門学校	医療専門課程　臨床検査学科